関西自然保護機構会報 *21*（*1*）：*61－62, 1999*

鳥獣保護法改正の問題点に対するコメント

日本獣医畜産大学野生動物学教室　羽　山　伸　一

COMMENTS ON PROBLEMS IN THE REVISION OF WILDLIFE PROTECTION AND HUNTING LAW

Shin-ichi HAYAMA *Division of Wild Animal Medicine, Nippon Veterinary & Animal Sience University*

今回の鳥獣保護法改正の問題点については，三浦慎吾氏により詳述されているので，本稿では法改正に関わる今後の問題点を２点あげて，コメントとしたい。

被害対策は環境行政の仕事か

今回の法改正のきっかけは，95年５月に成立した地方分権推進法と同年11月に設立された農林漁業有害鳥獣対策議員連盟（以下，議員連盟）にある。その後の動きを以下にまとめた（表1）。

このように，地方分権推進法と議員連盟の動きがあいまって，野生鳥獣被害対策のために捕獲規制緩和への方向付けがなされたと理解される。

表１　鳥獣保護法改正に関連する国政の動き．

年 月	事　　柄
96年12月	地方分権推進委員会第１次勧告・捕獲許可事務は都道府県の自治事務
97年　６月	議員連盟・鳥獣保護法改正私案提出（駆除許可緩和，かすみ網解禁など）
97年　６月	環境庁・鳥獣管理・狩猟制度検討会設置
97年10月	推進委員会第４次勧告・有害鳥獣駆除権限は市町村に委譲
98年　５月	検討会報告書提出
98年　５月	環境庁・自然環境審議会へ諮問・野生鳥獣保護管理方策小委員会設置
98年12月	小委員会最終報告書・審議会答申へ
99年　２月	改正案閣議決定・国会へ上程

ただし，この過程で，環境庁が設置した検討会や小委員会の議論から，Wildlife Management（個体群の科学的・計画的保護管理）という視点が出され，おおむね世論が支持したことは，自然保護史上，大いなる前進であったと評価できよう。また，野生動物保護管理が種個別的および地域個別的であることは重要で，地方分権はその意味で否定されるべきものではない。

しかし，Wildlife Managementとは，人間，野生動物，生息地の３者を制御して調和させることであり，現在の環境庁の能力を超えている。本来，一次産業の被害対策は農林水産省が率先して行うべきもので，これまで被害の現場に予算も人材もほとんどなかった現実を反省すべきである。

農林水産省はカモシカ問題以来，野生動物による「被害者」の立場をとり続けてきたが，もはや加害者，被害者という次元の認識をする時ではない。一次産業の公益的機能が食糧の安定供給と国土保全のための自然生態系の永続的管理にあることを考えれば，農林水産省がWildlife Managementで主体的役割を果たさなければならないことは自明である。

農林漁業者も意識改革が必要である。「業に対する被害」というマイナス思考から，「自然保護のための減収」というプラス思考への転換が求められる。特に中山間地域は今後の生物多様性を保

全する上で必要不可欠な地域となる。国民共有の財産を保全するために，農林地を生息地として提供したり，生息地環境の改善のために労働力を提供し，そのために生じた減収分をサラリーとして保障するのは国家として当然の責務であり，また該当地域の権利である。現在，農業基本法の改正が検討され，農業の多面的な機能を発揮させる政策への転換が求められているが，この議論の中で生物の多様性の保全という視点を持つことが重要であると考える。

さらに，国民の多数を占める都市住民は，こうした被害問題と縁遠い生活をしているために，無関心になりがちだが，被害地域の住民の苦労なしにわが国の生物の多様性保全はなし得ないことを認識し，被害対策に対して十分な公的資金の投入を支持すべきである。

地域個体群を誰が守るのか

今回の改正により，野生動物保護管理の主体は名実ともに都道府県となる。さらに，条例により市町村への有害駆除許可権限の委譲が加速される可能性がある。一方で，多くの森林性野生動物の個体群は行政区境にまたがって分布する現実がある。こうした状況で，一つの個体群が複数の自治体によって独自の管理を受けた場合，個体群の存続を誰が保障するのだろうか。種の保存法にでさえ，地域個体群を絶滅させてはならないと書かれてはいない。

例として，ニホンザルについて考えてみよう。わが国の固有種であるニホンザルは，1978年の第2回緑の国勢調査の段階で44の地域個体群に分断され，現在までに少なくとも複数の地域個体群の絶滅が確認されている。しかも，ニホンザルは国際版（IUCN）のRDB（レッドデータブック）では絶滅危惧種，環境庁の日本版RDBでもヤクサルは準絶滅危惧種，東北地方の個体群は絶滅の恐れのある地域個体群にリストされている。当然，鳥獣保護法ではニホンザルは狩猟獣に指定されていないが，一方でその有害駆除許可権限は，すでに23県で市町村に委譲されている。このような状況が進行すれば，さらなる地域個体群の絶滅が危惧されるので，ニホンザルのような種は改正法による特定鳥獣に指定し，とりあえず都道府県で科学的計画的な管理の枠組みを作る必要がある。

環境庁では，法改正をうけて，平成11年度予算に特定鳥獣保護管理計画のガイドラインづくりを掲げているが，そのなかでは，個体群の存続の保障と関係自治体の協議機関の設置を明確に示すべきである。もっとも，特定鳥獣保護管理計画の策定は都道府県が任意に行うものであるため，必ずしも実効性があるとはいえない。地域個体群の存続を保障するには，有害駆除制度そのものの見直しが必要と考える。

現行法では，ニホンザルやクマをはじめ，いくつかのRDB記載種（亜種，個体群）は狩猟および有害駆除の対象種になっている。現在各県で作製が進んでいる地域版のRDB対象種を含めれば，その種数はさらに増えることになる。種の絶滅が地域個体群の絶滅の積み重ねであることを考えると，種の保存法の精神からRDB記載種（国際版から地域版まで）を有害駆除対象種から除外することは当然である。その上で，もし当該種の個体数調整が必要ならば，広域的な観点から特定鳥獣保護管理計画に基づいて行うべきである。